

(別紙)

長野市スマート農業用機械導入等支援事業 ポイント加算基準

| No. | 内容   | 加点基準  | 加算ポイント          |
|-----|--|---|-----------------|
| 1   | 地域計画のうち目標地図に位置づけられ、又は位置づけられることが確実に見込まれている。 | 応募申請者（個人又は法人で応募申請を行う場合）若しくは構成員の過半数（5戸以上の農業者で構成された団体で応募申請を行う場合）が、応募申請以前に地域計画のうち目標地図に位置づけられ、又は位置づけられることが確実に見込まれている。   | 3点              |
| 2   | 認定新規就農者                                    | 応募申請者（個人で応募申請を行う場合）が、農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者である。ただし、応募申請時点で既に当該青年等就農計画が終期を迎えている場合は加点の対象としない。   | 5点              |
| 3   | 労働生産性の向上                                   | 生産量または販売額、栽培面積のいずれかを労働時間で割り戻した値の目標年度における向上度合い。<br>10%以上：3点、5%以上：1点  | 3点<br>または<br>1点 |
| 4   | 過去の補助履歴の状況                                 | 応募申請者（個人又は法人で応募申請を行う場合）若しくは構成員全員（5戸以上の農業者で構成された団体で応募申請を行う場合）に対する、令和2年度以降の農業機械化補助金およびスマート農業用機械等導入支援事業（機械導入に限る）による財政的支援の状況。<br>補助履歴無：8点、1回：5点、2回：3点、3回：2点、4回：1点 | 8点<br>～<br>1点   |

(注) 算出したポイントの合計が同一の場合は、補助要望額の割合に応じて同一ポイントの者で予算を案分して決定する。